

京都市中央斎場
火葬炉更新に係る要求水準書等作成業務

委 託 仕 様 書

令和7年5月

京都市

第1章 総 則

1 業務の目的

京都市中央斎場は市内唯一の火葬場として昭和56年に開設された。これまでから市民サービスへの影響なども踏まえ、計画的に改修を行ってきたが、火葬炉設備等の耐用年数を踏まえ、令和13年度までに火葬炉設備の全面更新を実施できるよう計画している。

本業務は、火葬炉設備更新工事の受注の選定に当たり、必要な要求事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

京都市中央斎場火葬炉更新に係る要求水準書等作成業務

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

4 本業務の対象となる計画施設概要

(1) 施設用途 斎場

(2) 施設所在地 京都市山科区上花山旭山町19-3

(3) 敷地面積 31,560 m²

(4) 都市計画制限等 市街化調整区域、風致地区第1種地域

(5) 建築概要

ア 本館<炉棟>	R C造2階建	延床面積	3,631.8 m ²
イ 別館<管理棟>	R C造2階建	延床面積	1,564.7 m ²
ウ 第二別館<付属炉棟>	R C造平家建	延床面積	302.1 m ²
エ 渡り廊下棟	鉄骨造平家建	延床面積	222.1 m ²
オ エレベータ棟	R C造2階建	延床面積	44.3 m ²
カ 待合棟	鉄骨造2階建	延床面積	425.5 m ²
キ 収骨室・渡り廊下棟	鉄骨造平家建	延床面積	235.2 m ²

(6) 火葬炉概要

ア 設置基数 予備室付ロストル式再燃焼室付火葬炉 25基(人体炉24基、汚物炉1基)

イ 再燃炉 炉上設置型二次燃焼室 25基

ウ 附属炉 動物炉2基(再燃炉2基付) ※現在休炉中

エ	火葬能力	最大120件／日（24基×5回転）	燃焼時間50分以内（標準遺体60kg、棺20kg）
オ	燃料	都市ガス	
カ	燃焼機器	主燃バーナ	
キ	点火方式	電気スパークによるダイレクト自動着火	
ク	燃焼温度	主燃バーナ	800～1000℃
ケ	再燃焼炉出口温度		800℃
コ	引出方式	収骨皿後部引出方式	
サ	排気方式	2炉に1排気ファンによる強制排気	
シ	無煙無臭方式	完全酸化高温混合再燃焼方式	

5 事業概要

- ・人体炉24炉の火葬炉設備を1ブロック（6炉）ごとに1年ずつ更新
 - ・汚物炉1炉の火葬炉設備の更新
 - ・炉更新に伴う電気設備（受変電設備更新を除く）の更新
 - ・炉更新に付随する炉棟作業室上部にある空気調和機の更新
- ※ 詳細は想定スケジュール及び参考図面参照

6 仕様書の適用

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、本市と協議・決定のうえ、受注者の責任において履行するものとする。

7 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり下記事項を適用するほか、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律
- (2) 都市計画法及び同法施行令
- (3) 建築基準法及び同法施行令
- (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (5) 内線規程（電気技術基準調査委員会偏）
- (6) 消防法及び同法施行令
- (7) 大気汚染防止法及び同法施行令
- (8) 悪臭防止法及び同法施行令
- (9) 騒音規制法及び同法施行令
- (10) 振動規制法及び同法施行令
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行令

- (12) 労働安全衛生法及び同法施行令
- (13) 公害対策基本法及び同法施行令
- (14) 火葬場施設基準に関する研究
- (15) 火葬場の建設・維持管理マニュアル
- (16) その他、関係する法令

8 貸与品等

契約書第 2 1 条第 1 項に定める貸与品等は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
既存図面（本市にて保管分のみ）	1	医療衛生企画課	受注時	業務完了時
計画通知、検査済証及び各種許認可申請書の副本（本市にて保管分のみ）	1			
建築基準法第 1 2 条に基づく定期点検報告書	1			
消防設備点検報告書	1			
自家用電気工作物点検報告書	1			
火葬炉点検報告書	1			

9 業務の実施

(1) 業務の着手

受注者は、契約締結後 1 4 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために監督員との打合せを開始することをいう。

(2) 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

ア 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な調査方針等については、監督員の指示又は承諾を得ること。

イ 各種関係法令及び基準等を遵守すること。

ウ 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

エ 業務期間完了後 5 年間は、発注者からの求めがあった場合、成果物に関する質疑等に誠意をもって速やかに対応すること。

オ 受注者から引渡しを受けた成果物に関する一切の権利は、発注者に帰属する。

カ 本業務の進捗状況を取りまとめ、全ての調査について常に進捗状況を把握し、提出した業務工程表の遵守に努めること。

キ 本業務の実施において、発注者の責めに帰すべき事由により業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、委託料を変更する。

10 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。
- | | |
|----------------------|-----|
| ア 業務工程表 | 1 部 |
| イ 管理技術者等届及び経歴書 | 1 部 |
| ウ 照査技術者等届及び経歴書 | 1 部 |
| エ 再委託承諾申請書及び経歴書（必要時） | 1 部 |
| オ その他監督員が必要に応じ指示するもの | |
- (2) 受注者は、業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。
- | | |
|----------------------|-----|
| ア 完了通知書 | 1 部 |
| イ 成果物 | 1 部 |
| ウ 請求書 | 1 部 |
| エ その他監督員が必要に応じ指示するもの | |
- (3) 受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

11 再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第11条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

12 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、以下に該当する実績及び資格を有し、誠実かつ責任感のある者を契約書第1条第3項に定める管理技術者として選定し、その者の経歴及び資格を書面にて提出し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

<該当実績>

過去10年間（平成27年度から令和6年度）において、元請けとして地方公共団体が発注する斎場（火葬場）の火葬炉の整備・改修に係る基本計画策定業務、基本設計業務又は火葬炉設備選定支援業務を受託した実績（令和8年3月時点で完了済みに限る。）を3件以上有すること

<該当資格>

技術士（衛生工学部門（廃棄物関連）または機械部門）の資格を有すること

13 照査技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、以下に該当する資格を有し、誠実かつ責任感のある者を契約書第16条第1項に定める照査技術者として選定し、その者の経歴及び資格を書面にて提出し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、業務履行期間中において、その者が照査技術者として著しく不適当と監督員

がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

＜該当資格＞

技術士（衛生工学部門（廃棄物関連）または機械部門）または、RCCM（専門部門の廃棄物または機械）の資格を有すること

1 4 支払条件

委託料は以下の条件で支払う。

- (1) 前払金
前払は行わない。
- (2) 部分払
部分払は行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

1 5 関係官公署との協議

受注者は、受注者及び本市が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意を持ってこれに当たり、遅滞なく本市に助言、報告をしなければならない。

1 6 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。

1 7 条件変更等

受注者は、契約書第 2 3 条第 1 項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1 8 一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

1 9 履行期間の変更

受注者は、契約書第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

2 0 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第37条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員の指示に従うものとする。

2 1 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

2 2 業務の内容

本業務の内容及び範囲については、本仕様書「第1章 総則」、及び、「第2章業務内容」によるものとする。

2 3 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と本市との間で協議を行うものとする。

2 4 中間成果品及び成果品

受注者は業務完了に際し、中間成果品及び成果品を次の通り提出するものとする。

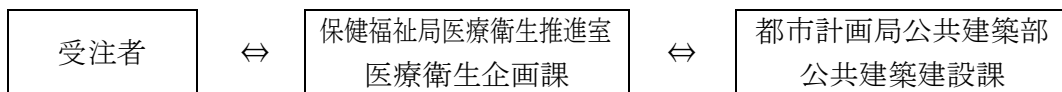
【中間成果品】（令和7年9月30日まで）

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 概算工事費 | 2部 |
| (2) 中間成果品電子データ（DVD等） | 1式 |
| (3) 本市が指示する書類 | 1式 |

【成果品】

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 業務報告書（A4版ファイル） | 2部 |
| (2) 成果品電子データ（DVD等） | 1式 |
| (3) 本市が指示する書類等 | 1式 |

2 5 業務連絡



第2章 業務内容

1 基本条件

火葬炉更新に係る工事に当たっては、性能発注方式を予定しており、その事業者の選定に当たっては、総合評価方式を採用することを予定している。

また、火葬炉は4ブロックに分かれているが、残りの3ブロックは稼働させながら単年度ごとに1ブロックを休炉・更新（居ながら施工）する計画となる。

本市が要求する事項を満たす施設とし、かつ施工中も適切な運営を行うために本業務では、技術的及び経済的見地から、火葬炉更新に関する基本的条件について整理し、工事発注に必要となる各仕様等について、想定しているスケジュールを鑑みながら、他事例の調査、施設管理者へのヒアリング及び火葬炉メーカーによるヒアリング（採用実績の多い3者を原則とする）などを重ね、検討を行ったうえで次の事項についてとりまとめること。

なお、本業務期間内に既存火葬炉内のダイオキシン及びアスベスト含有材の有無を別途調査する予定である。本業務においてこれらの結果を反映させた要求水準書等を作成すること。

(1) 火葬炉設備仕様

本市が貸与する資料に基づき、更新する火葬炉設備について、仕様の検討を行うこと。また、工事発注図書に必要となる基本的な図面等の作成を行うこと。

- ア 計画に関する基本的事項
- イ 火葬能力
- ウ 火葬方式
- エ 公害防止基準
- オ 運転管理
- カ 維持管理
- キ 安全衛生管理
- ク 性能保証
- ケ 環境配慮
- コ 関係法令の整理

(2) 火葬炉更新に伴う工事計画

火葬炉設備更新に付随する仮設計画等を検討すること。また、工事発注図書に必要となる基本的な図面等の作成を行うこと。

- ア 施設配置
- イ 動線計画
- ウ 計画に関する基本的事項
- エ 火葬炉・空調・電気工事仕様
- オ 基本設計図等添付書類

- カ 既設解体工事
- キ 工事工程の設定
- ク 仮設計画（居ながら施工等）

(3) 火葬炉更新に伴う電気工事仕様

火葬炉設備仕様に基づき、電気工事仕様を検討すること。また、工事発注図書に必要な基本的な設計図面等の作成を行うこと。

なお、火葬炉更新・空調設備改修工事とは別途に、受変電設備改修工事を行う予定であるため、選定する設備の電気容量等の電気工事仕様を明確にしたうえで、受変電設備改修工事の設計委託受注者と適宜調整する必要がある。

(4) 火葬炉更新に付随する空調設備改修工事仕様

炉棟作業室上部に設置されている空調用兼火葬炉用制御盤冷却用の空気調和機の更新に伴う仕様を検討すること。また、参加業者の提案書作成に必要な基本的な設計図面等の作成を行うこと。

なお、空調改修工事は火葬炉更新工事に含めた工事契約（性能発注工事）とする想定としている。

(5) スケジュール及び発注方式の検討

想定しているスケジュールの妥当性を評価するとともに、必要に応じて提案を行うこと。また、火葬炉更新工事、空調設備改修工事における適切な発注方式について再検討すること。

2 見積り徴収・要求水準書の作成

前項において検討した内容及び本市が貸与する資料に基づき、施設の維持管理・運営状況、施設管理者からのヒアリング及びその内容を十分に把握したうえで火葬炉更新工事・空調設備改修工事発注に向けた見積り徴収や要求水準書等を作成する。

(1) 火葬状況の確認

過去の火葬場の利用実態並びに本市の貸与する関係書類等から火葬炉設置工事における要求事項を確認し、設定すること。

(2) 火葬炉・建築・電気工事仕様の確認（既設解体工事を含む）

(3) 維持管理・運営（運転）内容の確認

施設の管理運営（運転）に関する状況を確認し、十分に把握しておくこと。

- ・ 運転管理体制
- ・ 電力、用水、燃料等の用益費
- ・ 維持補修に関する事項
- ・ その他本市と協議のうえで必要とした事項

(4) 見積仕様書作成及び事業費の検討

本工事の事業費を算出するため、上記検討事項に基づき、見積仕様書を作成

し、複数者（採用実績の多いメーカーにより原則３者）から見積書及び関係書類を徴収したうえで事業費の検討及び各工事仕様と工程の精査等を行うこと。

なお、事業費は年度ごと（令和８年度～令和１３年度）かつ工種ごと（火葬炉設備、空調設備ほか）に分けるとともに、可能な限り細分化すること。また、根拠となる資料を合わせて添付すること。

(5) 要求水準書の作成

先に徴収した見積図書類に基づき、火葬炉更新事業に関する要求水準書、工事工程案の作成及び工事費の予算編成に関する資料の作成を行うこと。

(6) 予算要求用の概算費用の作成

予算要求として使用する概算工事費用を中間報告書として令和７年９月３０日までに提出すること。

なお、概算工事費は年度ごと（令和８年度～令和１３年度）かつ工種（火葬炉設備、空調設備ほか）ごとに分けること。また、根拠となる資料を合わせて添付すること。